

って、水道料金の最適化を考える場合、このような需要者側（府営水の最終利用者である受水市町の住民）からの視点も考慮に入れておかなければならないだろう。

平成4年に宇治浄水場及び木津浄水場が接続され、木津浄水場の水が宇治浄水場の地域に供給されて不足分を補うようになった際、その実態に即して料金の見直しが実施されたが、上記のような需要者側に立った考え方でなかったため、部分的な料金の見直しに止まっている。しかし、最適化への取り組みは、その範囲内では行われてきたものと認識される。

他方、総務省の地方公営企業年鑑（平成16年度版）によると、府営水の供給を受けている市町の家庭用水道利用料金は、【表3.8.2の2】に示すとおり、相当な差異が生じている。

【表3.8.2の2】 受水市町の10^m3当りの家庭用水道料金（単位：円/10^m3）

宇治浄水場系 (基本 43 円/m ³ 、従量 19 円/m ³)	宇治市	城陽市	八幡市	久世郡久御山町
	1,092	1,118	974	1,198
木津浄水場系 (基本 86 円/m ³ 、従量 39 円/m ³)	京田辺市	木津川市	相楽郡精華町	
	1,170	861	850	
乙訓浄水場系 (基本 92 円/m ³ 、従量 36 円/m ³)	向日市	長岡京市	乙訓郡大山崎町	
	1,890	1,585	2,016	

(注) 木津浄水場系と乙訓浄水場系を比較した場合、府営水道の供給料金に大きな差はないが、木津浄水場系の受水市町は特定財源があるために家庭用の供給料金が低く抑えられている。

特に乙訓浄水場系の受水市町における水道事業は、家庭用水道料金を高く設定しているにもかかわらず、同年鑑のデータでは次ページの【表3.8.2の3】に示すとおり、各受水市町とも相当の赤字を計上している。もちろん、その原因は府営水の料金のみならず各受水市町における個別の水道事業のコストが反映された結果であるが、水道事業の財政健全化を目指す各受水市町の立場からは府営水の料金についても解決すべき課題の一つとされているのも事実である。

【表 3.8.2 の 3】 乙訓浄水場系の受水市町の平成 16 年度純損失額 (単位：千円)

	向日市	長岡京市	乙訓郡大山崎町
純損失額	40,267	42,841	60,752

そして、3 浄水場の接続により、府営水が広域的・総合的に運用され統合的に管理されるようになれば、それにもなつて水道料金を最適化することは、府営水の料金設定上も合理的であり、受水市町間の料金問題の解決にも繋がるものであつて、将来的に避けては通れないと考える。事実、乙訓浄水場系の各市町からは「3 浄水場接続による統合水運用システム整備は受水負担軽減に大きく繋がるものと期待する」とのメッセージが寄せられていると聞く。しかし、最適化の達成に向けては、負担が軽減される受水市町がある一方で、逆に負担が増大する受水市町も存在するため、両者のバランスをとることも課題となろう。その意味では最適化は一気に達成されるものではなく、それぞれの浄水場系の歴史的経緯や水源費の問題、さらには受水市町住民の理解も得ながら進めていくのが現実的な解決策であると考え。

たとえば、宇治浄水場の施設・設備の老朽化に対し多額の建設改良支出が避けられないことや3 浄水場接続が災害等の緊急時におけるリスクをヘッジするための保険でもあることなどについて十分な説明がなされれば、宇治浄水場系の受水市町住民の理解も得られるのではないかと思料する。

一方、木津や乙訓浄水場系の受水市町の水道料金についても、3 浄水場接続による統合水運用システム整備に巨額な建設改良費が投じられていることや、その完成が府営水の安定的な供給に貢献することなどを粘り強く説得することによって即座に負担減に繋がるものではないことの理解を得る必要もあろう。

さらに、乙訓浄水場系の受水市町については、相当程度の負担軽減措置が実施されてきた経緯についても理解を求める必要がある。

3.9 建設改良費

3.9.1 中期経営計画における建設改良費

建設改良費とは、資本的収支の項目で、固定資産の新規取得またはその価値増加のためにする支出をいう。

「電気事業、水道事業及び工業用水事業の中期的な経営方針（以下、「中期経営計画」という。）」（平成18年3月京都府企業局）によれば、【表3.9.1】に示すように平成18年度から平成21年度までの4年間の資本的支出のうち建設改良費に係る支出は約180億円にのぼり、多額の投資が計画されている。

【表3.9.1】水道事業の資本的収支の推移 (単位：百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累 計
収入	企業債	822	1,706	2,307	893	5,728
	国庫補助金	138	449	1,379	873	2,839
	出資金	531	876	1,820	1,327	4,554
	その他	1,000	—	—	—	1,000
計		2,491	3,031	5,506	3,093	14,121
支出	建設改良費	2,452	4,306	6,836	4,426	18,020
	企業債償還	987	974	1,011	1,053	4,025
	その他	659	1,000	1,000	1,000	3,659
計		4,098	6,280	8,847	6,479	25,704
単年度収支		△ 1,607	△ 3,249	△ 3,341	△ 3,386	△ 11,583

この建設改良費に係る支出の主たる内訳項目は、次ページの【表3.9.1の2】に示すとおり広域化施設整備費が79億円、改良事業費が39億円となっている。

広域化施設整備費とは、建設改良費のうち施設・設備の新たな拡張のためにする支出であり、改良事業費とは、既存施設・設備の能力の向上あるいは耐久性の増加のためにする支出をいう。広域化施設整備費の主たるものは前述のとおり、3浄水場の接続事業であり、改良事業費の最も大きい増加要因は宇治浄水場の導水施設更新事業である。

【表 3.9.1 の 2】建設改良費の推移

(単位：百万円)

年 度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	累 計
職 員 給 与 費	60	60	60	60	239
広域化施設整備費	416	925	3,910	2,620	7,871
改 良 事 業 費	806	1,538	1,209	300	3,853
水源負担金（拡張）	140	173	180	188	681
水源負担金（改良）	874	1,425	1,268	1,080	4,646
割賦負担金利息（建仮）	108	122	116	109	454
建 設 利 息	49	63	93	71	275
建設改良費 計	2,452	4,306	6,836	4,426	18,020

平成 18 年度から平成 21 年度までの建設改良費の支出に伴い発行する企業債の額合計は 57 億円であり、企業債の償還額との差額（純増加額）は 17 億円である。

3.9.2 建設改良費の損益に与える影響

前述のように、建設改良費として支出されたものは固定資産に計上され、将来、減価償却費として回収される。またそのための資金調達として企業債を発行した場合は利息の支払いが発生する。つまり、建設改良費は損益計算書に多大な影響を与えることになる。

水道事業の平成 17 年度の損益計算書から費用総額を人件費、施設・設備関連費用、ダム関連費用、その他の費用の項目に分けると次ページの【表 3.9.2】のような構成比になっていることがわかる。

【表 3.9.2】平成 17 年度 費用総額の構成比

項 目	構成比	細 目	構成比
人 件 費	15 %	給与費等	12 %
		委託費	3 %
施設・設備関連費用	50 %	減価償却費	29 %
		修繕費	5 %
		企業債利息	16 %
ダム関連費用	30 %	減価償却費	11 %
		管理負担金	6 %
		割賦負担金利息	13 %
その他の費用	5 %	—	5 %
合計	100 %		100 %

(注 1) 給与費等には、給与、手当、報酬、法定福利費、退職給与費、福利厚生費を含めている。

(注 2) 委託費は内容を分析せずにしてすべて人件費に含めた。

(注 3) 人件費には建設改良費に含まれている 7 人分の給与費等（構成比に換算すると約 1 %）は含めていない。

このように分析すると施設・設備関連費用とダム関連費用で総費用の 80 %が構成されていることがわかる。人件費及びその他の費用は合わせて 20 %に過ぎないから、これらの費用削減に努力したとしても費用全体への影響は比較的少ないと考えられる。もっとも、そのことをもって人件費及びその他の費用の削減努力を怠ってもよいことにはならないことは言うまでもない。

以下では費用削減という視点から、各項目について言及したい。

まず、ダム関連費用であるが、これはダム使用权などに係る減価償却費やダムの維持管理に対する負担金、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の利息から構成される。これらの費用はダムの水利権の獲得に伴い発生するもので、その額はダムの建設・維持にどれくらいの資金が費やされるかに左右される。つまり、これらの支出は国（天ヶ瀬ダムなど）や独立行政法人水資源機構（日吉ダムなど）が直接的に管理

しており、京都府としてはそれによる費用の発生に対して影響力を及ぼしにくいものである。

次に人件費であるが、京都府では現在「給与費プログラム」を実施しており、この計画では、平成18年度から平成22年度までの5年で、事務部門の職員を17%削減、また人件費を全体で12.5%削減することを目標としている。水道事業においても、このプログラムに沿って人員と人件費の削減を計画している。水道事業の中期経営計画（収益的収支の平成17年度から平成21年度までの5ヶ年）における人件費削減は約8%であるが、3浄水場の接続が完了し統合水運用がなされるようになれば、さらなる人件費の削減が期待できるものとする。

さて、問題は費用総額の50%を占める施設・設備関連費用である。施設・設備関連費用は、建設改良の結果、新たに整備・改良された施設・設備に係る減価償却費とそれらの維持に係る修繕費に加えて建設改良のために発行した企業債の利息から構成される。これらの費用は通常固定費に分類されるもので、短期的には削減が困難である。しかし、長期的な事業運営を考えた場合、まさにこの施設・設備関連費用が用水供給コスト及び水道料金に大きな影響を与えるものである。将来、水需要の増加が見込まれるのであれば問題ないが、水需要の増加が見込めない中での事業の拡大、つまり多額の建設改良費は、施設・設備関連費用の増加を通じて水道水の原価を高め、結果として水道料金の値上げに繋がる。一方で、宇治浄水場は昭和39年の給水開始から約40年が経過し、また木津浄水場は昭和52年の給水開始から約30年が経過しようとしている。両施設では施設・設備の老朽化が問題となっており、計画的な施設更新が重要な課題とされていることから、これに対する維持・改良のための支出は、今後避けて通ることはできない。現に、現在取り組んでいる宇治浄水場の導水施設更新事業の事業費総額は約33億円と見込まれている。

このように考えた場合、平成21年度までの3浄水場接続事業を主とした設備投資の結果を成果のあるものとするのはもちろん、平成22年以降の建設改良費については、民間企業であれば当然に行われる費用対効果の検証を十分に考慮し、過剰投資つまり将来府民に過度な料金負担等を強いることのないよう、いわゆる経営者の発想をもって対応すべきであることを指摘しておきたい。

4 工業用水道事業

4.1 監査の視点

「京都府公営企業の設置等に関する条例」は、地方公営企業法第3条を受けて「公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。」(第2条)として公営企業経営の基本姿勢を明確にしている。

平成18年3月末現在、工業用水道事業に係る貸借対照表上の利益剰余金は40百万円のマイナスとなっている。平成13年度以降は、台風により被災した平成16年度を除き、毎年利益を計上し収益は改善傾向にはあるものの(次ページ【表4.3.1】の「営業利益」参照)、過去5年連続して利益剰余金はマイナスが続いている(94ページ【表4.3.2】の「利益剰余金」参照)。

この財政状態及び経営成績と上述の公営企業経営の基本姿勢との乖離原因を探求すべく経営管理の是非について検討を加えた。

4.2 監査の方法

企業局より提出された「京都府公営企業決算の概要」等の財務資料及び事業に関するその他の資料ならびに一般に公表されている工業用水道事業に関する資料を閲覧し分析を加えた。また、企業局の本局及び京都府公営企業管理事務所の担当職員へのヒアリングを実施した。

4.3 現状分析

4.3.1 工業用水道事業損益計算書の推移

平成13年度から平成17年度までの損益計算書の推移は、次ページの【表4.3.1】のとおりである。平成16年度は台風23号の被災により修繕費が大幅に膨らんだため営業利益はマイナスとなっているが、その他の年度については増減はあるものの、每期利益を計上している。

【表 4.3.1】 工業用水道事業損益計算書の推移

(単位：千円)

項 目	年 度				
	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
給 水 収 益	183,093	184,120	186,523	185,022	187,665
その他営業収益	254	264	173	166	193
営業収益合計	183,347	184,384	186,696	185,188	187,858
原水、浄水及び送水費	93,574	107,601	104,509	177,854	87,427
総 係 費	24,203	15,559	16,262	13,468	17,881
減価償却費	50,055	58,895	60,871	57,021	59,210
資産減耗費	8,863	980	—	28,207	22
営業費用合計	176,695	183,035	181,642	276,550	164,540
営 業 利 益	6,652	1,349	5,054	△ 91,362	23,318
受 取 利 息	735	429	415	454	518
補 助 金	—	—	—	44,239	—
雑 収 益	1,574	2,734	6,883	442	14
支 払 利 息	1,817	1,754	1,689	1,622	1,552
営業外損益計	492	1,409	5,609	43,513	△ 1,020
経 常 利 益	7,144	2,758	10,663	△ 47,849	22,298
特別損益計	—	—	—	—	93
純 利 益	7,144	2,758	10,663	△ 47,849	22,391

4.3.2 工業用水道事業貸借対照表の推移

平成 13 年度から平成 17 年度までの貸借対照表の推移は、次ページの【表 4.3.2】のとおりである。平成 16 年度の台風被害によるもの及び平成 17 年度の一般会計への貸付金を除いて資産と負債に大きな増減はない。

水道事業でも記載しているが、一般的に大規模な装置産業においては、その事業の特殊性から多額の設備投資が必要である。京都府工業用水道事業についても例外ではなく、総資産に占める固定資産の割合が高くなっている。しかし、設備投資に比して借入金（借入資本金）が僅少であり、かつ、資本準備金が豊富であるため資本の充実の面で劣るところはない。さらに、一般会計への貸付金も含むと年間給水収益の約 4 倍に相当する資金が手元に存在していることも特筆に値する。

【表 4.3.2】工業用水道事業貸借対照表の推移 (単位：千円)

年 度		平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
項 目	年 度					
		有形固定資産	2,973,680	2,932,006	2,871,482	2,849,831
	無形固定資産	5,525	5,177	4,828	4,480	4,132
	一般会計貸付金	—	—	—	—	300,000
	固定資産仮勘定	45,116	8,246	61,076	11,995	11,995
	固定資産合計	3,024,321	2,945,429	2,937,386	2,866,306	3,113,354
	現金預金	878,018	911,259	941,947	954,683	748,953
	未収金	18,295	18,700	72,586	137,630	22,370
	前払金	—	—	—	29,880	—
	流動資産合計	896,313	929,959	1,014,533	1,122,193	771,323
	資産合計	3,920,634	3,875,388	3,951,919	3,988,499	3,884,677
	引当金	116,008	121,472	125,493	145,952	153,337
	固定負債計	116,008	121,472	125,493	145,952	153,337
	未払金	62,397	52,202	63,376	152,660	18,338
	その他流動負債	541	301	214	2,340	415
	流動負債計	62,938	52,503	63,590	155,000	18,753
	負債合計	178,946	173,975	189,083	300,952	172,090
	自己資本金	81,542	81,542	81,542	81,542	81,542
	借入資本金	55,058	53,052	50,982	48,845	46,638
	資本金合計	136,600	134,594	132,524	130,387	128,180
	資本剰余金	3,633,071	3,592,045	3,644,875	3,619,572	3,624,427
	利益剰余金	△ 27,983	△ 25,226	△ 14,563	△ 62,412	△ 40,020
	剰余金合計	3,605,088	3,566,819	3,630,312	3,557,160	3,584,407
	資本合計	3,741,688	3,701,413	3,762,836	3,687,547	3,712,587
	負債資本合計	3,920,634	3,875,388	3,951,919	3,988,499	3,884,677

4.3.3 工業用水道事業収益性分析

一般に収益性を分析する総合的な指標には、総資本営業利益率が用いられる。これは、営業収益営業利益率と総資本回転率の積であり2つの視点から分析が可能である。

$$\frac{\text{(総資本営業利益率)}}{\frac{\text{営業利益}}{\text{総資本}}} = \frac{\text{(営業収益営業利益率)}}{\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}} \times \frac{\text{(総資本回転率)}}{\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}}$$

ここで営業収益営業利益率は、営業収益に対する営業利益の割合を示す指標である。一方、総資本回転率は事業活動に投下した総資本の回収速度を示し、総資本の運用効率を示している。一般に営業収益が増加するか固定資産等が減少すると指標は好転し、効率的であることが裏付けられる。総じて総資本営業利益率は、総資本を投下して事業活動を行った結果、どの程度の営業利益を上げたかを示す指標となる。

また、営業収益営業利益率と類似した指標として営業収益経常利益率（経常利益を営業収益で除した数値）があり、これは営業収益に対する経常利益の割合を示す。これらの指標はともに収益力を示す点で共通しているが、営業収益経常利益率は経常利益が営業外損益を含んで計算されている点で異なっている。すなわち、支払利息などの財務コストの負担が大きい場合は、営業収益経常利益率は悪化するとともに営業収益営業利益率と乖離する。

京都府の工業用水道事業における各指標は【表 4.3.3】のとおりである。

【表 4.3.3】工業用水道事業収益性分析

項目	年 度				
	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
営業収益営業利益率	3.6%	0.7%	2.7%	△ 49.3%	12.4%
営業収益経常利益率	3.9%	1.5%	5.7%	△ 25.8%	11.9%
総資本営業利益率	0.2%	0.0%	0.1%	△ 2.3%	0.6%
総資本回転率 (回)	0.047	0.048	0.047	0.046	0.048

営業収益営業利益率及び営業収益経常利益率に変動が少ないため財務コスト等の営業外損益の影響が僅少であることがわかる。さらに、営業収益営業利益率は台風被害の影響を受けた平成16年度を除いてプラスであることから毎年利益を計上しており、特に平成17年度は大幅な改善が認められる。一方、総資本回転率は、ほぼ一定であることから安定した収益につながっていることが推察できる。

4.3.4 工業用水道事業安全性分析

一般に財務の安全性を示す指標として自己資本比率（自己資本を総資本で除した数値）が用いられる。自己資本比率は、使用している総資本に占める自己資本の割合であり、調達した資金のうち返還義務がないものの割合を示している。さらに、営業キャッシュ・フロー対有利子負債比率（営業キャッシュ・フロー、つまり営業利益に減価償却費を加算した金額を企業債等の借入資本金で除した数値）は、営業キャッシュ・フローで有利子負債をどの程度返済できるかを示している。

京都府の工業用水道事業における安全性に係る指標は【表4.3.4】のとおりである。

【表4.3.4】工業用水道事業安全性分析

年度 項目	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
営業キャッシュ・フロー 対有利子負債比率（注）	104%	116%	140%	19%	175%
自己資本比率	94%	94%	94%	91%	94%

（注）有利子負債は、借入資本金である。

有利子負債が少ないために、自己資本比率は非常に高くなっている。さらに、設備投資額に比して有利子負債が圧縮されているため、営業キャッシュ・フローから見た安全性についても危惧するところはないといえる。

4.3.5 財務状況の民間企業等との比較

75 ページの【表 3.3.5 の 2】では、京都府の水道事業と民間企業との比較を行ったが、同様に工業用水道事業を比較した結果は【表 4.3.5】のとおりである。

【表 4.3.5】 工業用水道事業の民間企業との比較 (単位：百万円)

企業区分 分 類	京 都 府		A 電力	B 電力	C 瓦斯	D 瓦斯
	工業用水道	水 道				
総 資 産	3,885	90,643	6,856,489	1,459,552	1,398,692	554,801
借 入 負 債	47	45,922	3,326,302	757,502	491,087	161,813
総資産に占める 借入負債構成比率	1%	51%	49%	52%	35%	29%
営 業 収 益	188	5,197	2,579,059	567,410	1,065,961	361,580
営業収益に対する 借入負債の比率	0.3 倍	8.8 倍	1.3 倍	1.3 倍	0.5 倍	0.4 倍
経 常 費 用	166	5,153	2,349,296	529,358	976,590	347,785
支 払 利 息	2	1,477	66,712	14,223	6,474	2,085
経常費用に占める 支払利息の比率	1%	29%	3%	3%	1%	1%

(注 1) 京都府は平成 17 年度、民間企業各社は直近期の有価証券報告書に記載の数値を引用した。

(注 2) 「経常費用」は営業費用及び営業外費用の合計をいう。

この比較数値からは、民間企業における装置産業や京都府水道事業と比較しても、京都府工業用水道事業の「総資産に占める借入負債構成比率」が 1 % と非常に低く、ほぼ自己資本で事業を行っていることがわかる。

さらに、京都府工業用水道事業を近隣他県の工業用水道事業と比較したものが次ページの【表 4.3.5 の 2】である。

【表 4.3.5 の 2】 工業用水道事業の近隣他県との比較 (金額単位：百万円)

	京都府	富山県	滋賀県	岐阜県	福井県
施設能力 (m ³ /日)	37,150	413,100	122,900	9,760	86,000
総 資 産	3,885	30,450	14,632	2,113	11,567
借 入 負 債	47	21,183	2,943	1,236	4,472
総資産に占める借入負債構成比率	1 %	70 %	20 %	58 %	39 %
営 業 収 益	188	2,297	1,402	53	643
営業収益に対する借入負債の比率	0.3 倍	9.2 倍	2.1 倍	23.3 倍	6.9 倍
経 常 費 用	166	2,112	1,086	24	494
支 払 利 息	2	586	140	5	18
経常費用に占める支払利息の比率	1 %	28 %	13 %	21 %	4 %

(注) 京都府は平成 17 年度数値、その他の県は平成 16 年度の数値である。

(出展：総務省「地方公営企業年鑑」)

近隣他県と比較しても、「総資産に占める借入負債構成比率」からわかるとおり、京都府の工業用水道事業の借入負債額がかなり低く、また、「営業収益に対する借入負債の比率」や「経常費用に占める支払利息の比率」から支払利息が利益に与える影響が低いことがわかる。

4.4 実態的損益構造

4.4.1 実態を表示するための修正

44 ページの「1.3.1 みなし償却制度について」で述べたとおり、京都府工業用水道事業会計においては、みなし償却制度を採用している。

年度別にみなし償却相当額を試算した結果は、次ページの【表 4.4.1】のとおりである。

【表 4.4.1】 年度別単年度みなし償却相当額の試算

平成 13 年度	37,103 千円
平成 14 年度	43,356 千円
平成 15 年度	44,818 千円
平成 16 年度	42,103 千円
平成 17 年度	43,612 千円

(注 1) 無形固定資産は僅少であるため、簿価を取得原価とした。

(注 2) 取得原価のみなし償却相当額は平成 18 年 3 月末現在の取得原価を使用した。

また、平成 18 年 3 月末の固定資産評価額は【表 4.4.1 の 2】のとおりである。

【表 4.4.1 の 2】 累計みなし償却相当額の試算

固定資産合計（帳簿価額）	3,113,354 千円
みなし償却に伴う修正	△ 816,927 千円
固定資産合計（時価）	2,296,427 千円

(注 1) 無形固定資産は僅少であるため、簿価を取得原価とした。

4.4.2 工業用水道事業実態損益計算書

みなし償却を加味した実態損益計算書は次ページの【表 4.4.2】に示すとおりであり、単年度みなし償却相当額だけ損益が悪化し、過去 5 年間のいずれの年度においても営業損失が発生することがわかる。

【表 4.4.2】工業用水道事業実態損益計算書

(単位：千円)

項 目	年 度				
	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
給 水 収 益	183,093	184,120	186,523	185,022	187,665
その他営業収益	254	264	173	166	193
営業収益合計	183,347	184,384	186,696	185,188	187,858
原水、浄水及び送水費	93,574	107,601	104,509	177,854	87,427
総 係 費	24,203	15,559	16,262	13,468	17,881
減 価 償 却 費	50,055	58,895	60,871	57,021	59,210
減価償却費(みなし償却分)	37,103	43,356	44,818	42,103	43,612
資 産 減 耗 費	8,863	980	—	28,207	22
営業費用合計	213,798	226,391	226,460	318,653	208,152
営 業 利 益	△ 30,451	△ 42,007	△ 39,764	△ 133,465	△ 20,294
受 取 利 息	735	429	415	454	518
補 助 金	—	—	—	44,239	—
雑 収 益	1,574	2,734	6,883	442	14
支 払 利 息	1,817	1,754	1,689	1,622	1,552
営業外損益計	492	1,409	5,609	43,513	△ 1,020
経 常 利 益	△ 29,959	△ 40,598	△ 34,155	△ 89,952	△ 21,314
特別損益計	—	—	—	—	93
純 利 益	△ 29,959	△ 40,598	△ 34,155	△ 89,952	△ 21,221

4.4.3 工業用水道事業実態貸借対照表

次ページの【表 4.4.3】に示す実態貸借対照表は、94 ページの【表 4.3.2】に示した貸借対照表から前ページの【表 4.4.1 の 2】で計算した、みなし償却に伴う修正を反映したものである。さらに、借入資本金は制度上資本に分類されてはいるが、返済しなければならない点で本来の資本とは異なるため、その実質を考慮して実態貸借対照表では固定負債に計上した。なお、みなし償却に伴う修正は利益剰余金のマイナス項目とし、資本剰余金との両建処理で表示している。

こうして求めた実態貸借対照表からわかるとおり、累計みなし償却相当額だけ利益剰余金が減少し、同額だけ資本が減少している。また、借入資本金についてもその実質を考慮して固定負債として表示するべく資本から振り替えを行っているため、同額だけ資本が減少している。

【表 4.4.3】工業用水道事業実態貸借対照表 (単位：千円)

		平成17年度	実態修正	修正後
資産	有形固定資産	2,797,227	△ 816,927	1,980,300
	無形固定資産	4,132		4,132
	一般会計貸付金	300,000		300,000
	固定資産仮勘定	11,995		11,995
	固定資産合計	3,113,354	△ 816,927	2,296,427
	現金預金	748,953		748,953
	未収金	22,370		22,370
	流動資産合計	771,323		771,323
	資産合計	3,884,677	△ 816,927	3,067,750
	負債	引当金	153,337	
借入資本金			46,638	46,638
固定負債合計		153,337	46,638	199,975
未払金		18,338		18,338
その他流動負債		415		415
流動負債合計		18,753		18,753
負債合計		172,090	46,638	218,728
自己資本金		81,542		81,542
借入資本金		46,638	△ 46,638	—
資本金合計		128,180	△ 46,638	81,542
剰余金	資本剰余金	3,624,427		3,624,427
	利益剰余金	△ 40,020	△ 816,927	△ 856,947
	剰余金合計	3,584,407	△ 816,927	2,767,480
	資本合計	3,712,587	△ 863,565	2,849,022
	負債資本合計	3,884,677	△ 816,927	3,067,750

4.5 実態経営分析

4.5.1 工業用水道事業実態収益性分析

工業用水道事業に係る100ページの【表 4.4.2】実態損益計算書と【表 4.4.3】実態貸借対照表をもとにした収益性の分析は【表 4.5.1】のとおりである。

実態損益計算書において毎年営業損失が計上されているため、実態経営分析では利益率もすべてマイナスとなっている。一方、総資本回転率は、固定資産が圧縮されたため好転する結果となっている。95ページの【表 4.3.3】収益性分析と【表 4.5.1】の実態収益性分析との差異は、みなし償却制度の採否による影響であるが、大きく異なる様相が浮き彫りとなっている。

【表 4.5.1】工業用水道事業実態収益性分析

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
営業収益営業利益率	△ 16.6%	△ 22.8%	△ 21.3%	△ 72.1%	△ 10.8%
営業収益経常利益率	△ 16.3%	△ 22.0%	△ 18.3%	△ 48.6%	△ 11.3%
総資本営業利益率 (注)					△ 0.7%
総資本回転率 (注)					0.06 回

(注) 【表 4.4.3】の実態貸借対照表は平成17年度のみ作成しているため、実態経営分析上、総資本営業利益率及び総資本回転率は平成17年度のみ記載している。

4.5.2 工業用水道事業実態安全性分析

4.5.1と同様に【表 4.4.2】の実態損益計算書と【表 4.4.3】の実態貸借対照表をもとにした平成17年度の実態安全性分析は次ページの【表 4.5.2】のとおりである。流動比率及び営業キャッシュ・フロー対有利子比率は変化していないが、自己資本比率は自己資本の減少によりやや悪化している。

これは、96ページの【表 4.3.4】安全性分析及び【表 4.5.2】の実態安全性分析において、みなし償却の影響は流動資産及び流動負債のいずれにも生じないため、流動比率に変化はない。また、営業キャッシュ・フローが営業利益に減価償却費を加算したものであるため、営業キャッシュ・フロー対有利子負債比率にも影響は生じない。有

利子負債についても同様である。さらに、96 ページの【表 4.3.4】は、みなし償却制度を採用した数値に基づいているが、資金収支面において減価償却費の多寡は影響がない。

【表 4.5.2】工業用水道事業実態安全性分析

営業キャッシュ・フロー対有利子負債比率	175 %
自 己 資 本 比 率	93 %

4.6 資金収支

4.6.1 開業時からの収益的収支

開業時からの損益計算を示す収益的収支^{*1}、つまり工業用水道事業における損益計算は次ページの【表 4.6.1】のとおりである。【表 4.6.1】は、開業時から年度別に収益的収入、収益的支出及び両者の差額である収支損益を記載し、さらに収益的収入に含まれている負担金、収支損益の累積として累積収支損益を記載している。ただし、損益計算書が消費税抜きの金額で記載されているのに対し、収益的収支は消費税込みの金額で記載されている点に注意が必要である。

*1 収益的収支とは、各事業年度に発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用に係る収支をいう。例えば、収入としては、サービス提供の対価としての料金を主体とする収益が計上される一方、支出としては、サービス提供に伴って発生する職員給与費や物件費、支払利息等の現金が流出する諸経費のほか、建物や機械等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない経費が計上される。

【表 4.6.1】工業用水道事業年度別収益的収支 (単位：千円)

年 度	収益的収入	収益的支出	収支損益	うち負担金収入	累積収支損益	備考
昭和 46	—	—	—	—	—	
47	1,084	23,193	△ 22,109	—	△ 22,109	*1
48	47,581	95,996	△ 48,415	39,761	△ 70,524	
49	52,776	122,398	△ 69,622	42,764	△ 140,146	
50	54,110	126,120	△ 72,010	41,269	△ 212,156	
51	69,126	126,625	△ 57,499	38,495	△ 269,655	
52	66,616	130,534	△ 63,918	35,135	△ 333,573	*2
53	64,615	130,909	△ 66,294	31,702	△ 399,867	
54	581,274	139,584	441,690	530,672	41,823	
55	129,711	121,746	7,965	—	49,788	
56	117,636	127,585	△ 9,949	—	39,839	*3
57	114,272	130,331	△ 16,059	—	23,780	
58	115,011	139,546	△ 24,535	—	△ 756	
59	146,319	139,954	6,365	—	5,610	
60	150,271	132,198	18,073	—	23,683	*4
61	148,489	142,369	6,120	—	29,803	
62	145,644	134,610	11,034	—	40,837	
63	147,270	133,029	14,241	—	55,078	
平成 元	157,190	149,202	7,988	—	63,066	
2	178,978	169,955	9,023	—	72,089	
3	192,150	176,434	15,716	—	87,805	
4	190,269	161,789	28,480	—	116,285	
5	186,274	177,265	9,009	—	125,294	
6	181,251	236,446	△ 55,195	—	70,099	
7	178,126	252,812	△ 74,686	—	△ 4,587	
8	182,095	273,312	△ 91,217	—	△ 95,804	
9	183,520	247,143	△ 63,623	—	△ 159,427	
10	439,654	212,330	227,324	252,992	67,897	
11	190,887	191,873	△ 986	—	66,911	
12	163,029	181,418	△ 18,389	—	48,522	
13	194,887	182,680	12,207	—	60,729	
14	195,680	192,070	3,610	—	64,339	
15	200,065	189,403	10,662	—	75,001	
16	241,797	286,336	△ 44,539	—	30,462	
17	197,868	176,673	21,195	—	51,657	
累計額	5,605,525	5,553,868	51,657	1,012,790	51,657	

(注 1) 金額は税込みで表示している。

(注 2) 備考欄の記事は次のとおりである。*1：料金単価 6 円/m³で事業開始、*2：料金単価 9 円/m³に改定、*3：料金単価 15 円/m³に改定、*4：料金単価 20 円/m³に改定

この開業時からの収益的収支を分析検討した結果、負担金収入により収支均衡が行われてきたことは一目瞭然である。すなわち、負担金収入なくしては収支均衡は図れず、大幅な資金不足に陥っていたことを容易に読み取ることができるのである。

地方公営企業法では「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費等は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。」(第 17 条の 2) として経費負担の原則を規定している。すなわち、工業用水道事業は公共の福祉を増進する目的を有しており、その目的を達成するためには負担金等の支出が不可避であると考えられるもできる。

京都府工業用水道事業会計において、この負担金は、開業時から平成 18 年 3 月までの総収入 5,605 百万円のうち 18.0 % を占める 1,012 百万円にもものぼっている。

また、この負担金の受け入れ時期に着目すると、①事業開始時の創業期(昭和 48 年から昭和 54 年にかけて)、すなわち長田野工業団地への事業開始に伴って計上、②事業拡張期(平成 10 年)、すなわち綾部工業団地への事業開始に伴って計上されていることがわかる。いずれの時期においても、損失補てんを目的に負担金収入が計上されたものであることが推測できるのである。

【表 4.6.1】からは、昭和 47 年度から昭和 58 年度にかけての事業開始時においては、長田野工業団地の操業度が十分でなく、多額の設備投資から発生する減価償却費及び企業債の発行に伴う支払利息を賄うだけの収益が得られていなかったことも推測できる。そのため、長田野工業団地の整備に伴い工業用水道の利用拡大や料金改定を行うことによって収益改善を試みたものの必ずしも十分ではなく、収益的収入としての負担金収入による累積収支損益の直接的な改善(【表 4.6.1】に示す「うち負担金収入」)ならびに後述する資本的収支としての負担金収入(107ページの【表 4.6.2】「うち負担金収入」及び「うち企業債償還金」)によって、企業債の繰上げ償還を行うとともに、それ以降の企業債から発生する利息負担を軽減して収益体質の改善を図りつつ、その後の収益的収支の均衡が維持されているとみることができる。